

令和5年(ネ)第244号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 谷本誠一

被控訴人 株式会社AIRDO

控 訴 答 弁 書

令和6年1月10日

広島高等裁判所第3部 御中

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋2-1-5

S-Glanz KUDAN BLD. 4階

粟澤・山本法律事務所(送達場所)

TEL 03-6261-7833

FAX 03-6332-9848

被控訴人訴訟代理人弁護士 粟澤方智



同 訴訟代理人弁護士 白川美穂





頭書事件について、控訴人の2023年9月8日付控訴状及び同年12月8日付控訴理由書（以下「控訴理由書」という。）に対する被控訴人の答弁及び反論は以下のとおりである。

なお、本書において用いる略語は、新たに定めるものを除き、被控訴人が原審において提出した書面（なお、以下において、被告の原審における令和4年11月4日付答弁書を「答弁書」といい、同令和5年3月31日付準備書面（1）を「被告準備書面」という。）で用いた定義と同一の意味を有するものとする。

## 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
  - 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- との判決を求める。

## 第2 控訴の理由に対する反論

### 1 事実関係について（控訴理由書第3）

- (1) 控訴人が控訴理由書において主張する事実経緯（控訴理由書第3）については、甲3号証と共に控訴人が主張する内容をもってしても、原審が認定した事実乃至控訴人が原審において主張した事実経緯（答弁書第3-1）との本質的な齟齬は見受けられない。

むしろ、甲3号証には、控訴人が被控訴人の係員らに対し、「何をいってんや、ほんまに。」「差別すんかい？」（同1頁）、「何でせんのやいかんのや。強制できまいが。」（同2頁）、「だから国交省から認可されなくなるぞ。」（同3頁）、「国交省に指導求めますからね。」（同4頁）、などと申し向けたり、控訴人の同乗者が被控訴人の係員らに対し質問に答えるよう執拗に詰め寄っている状況が示されており、その発言内容自体から、控訴人らが被控訴人の客室乗務員らに対し罵声を浴びせ、威嚇し、またマスク着用等の指示に従わず機内の秩序を乱したことを優に認め得るという



べきである。

- (2) なお、控訴人は、控訴人らが本件航空機から降機したことを「強制降機」と表現するが（控訴理由書第3等）、当該降機は、被控訴人が約款に基づき控訴人らの搭乗を拒否したことに応じて、控訴人らが任意に行ったものであり、被控訴人が控訴人らを「強制的に降機させた」との事実は存在しない。

## 2 違法性等について（控訴理由書第4－1乃至3）

- (1) 控訴人が控訴理由書第4において縷々主張するところは、控訴人が主張する不法行為及び債務不履行の法的主張との関連性が必ずしも明らかでないものの、結局のところ、被控訴人による搭乗拒否の根拠である、約款14条1項3号(ニ)「他の旅客に不快感を与え、又は迷惑を及ぼすおそれのある場合」、同(ホ)「当該旅客自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合」及び同(チ)「会社係員の業務の遂行を妨げ、又はその指示に従わない場合」の解釈適用の違いをいうものに過ぎないと思われる。
- (2) この点、被控訴人が既に原審において主張したとおり（被告準備書面第3－3(2)及び同(4)）、被控訴人は、本件当時、首相官邸の新型コロナウイルス感染症対策本部作成に係る「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、及びこれに基づく国土交通省の対応を受けて定められた、定期航空協会及び一般社団法人全国空港事業者協会の「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（本件ガイドライン）に沿った形で、航空機内における感染拡大予防策として、旅客に対し原則としてマスク等の着用を要請することを方針とし、旅客がマスク等の着用を拒み、係員の業務の遂行を妨げ、その指示に従わない等の場合には搭乗拒否する可能性があることを周知していた(乙8)。そして、被控訴人の旅客はそもそも、被控訴人の約款に同意し、これに拘束されるものとして運送契約を締結するところ（約款5条参照）、控訴人らは、本件航空機内において、現に被控訴人の客室乗務員らに対し罵声を浴びせ、威嚇し、また撮影を行い、かつ、マスク等着用の指示に従



わず機内の秩序を乱したのであるから、これらをもって被控訴人が前記約款規定の各号に該当するものと判断して、控訴人らの搭乗を拒否したことに何らの不合理はなく、また、被控訴人の係員らが控訴人に対し当該方針に従って行った要請及び指示並びに搭乗拒否の伝達等の態様も穏当で社会通念上相当なものであったのであるから、被控訴人ないしその係員の行為がいかなる意味でも違法とされる余地はない。

- (3) 控訴人は、被控訴人の係員らによるマスク等着用 of 要請が「業務」に当たらないとか（控訴理由書第4-2）、あるいは前記約款規定の各号が想定する場合を、「不潔な格好で泥酔して大声を出していたりする者」（同第4-3(1))、「暴れるなど威力を示す者」（同(2))及び「客室乗務員にたとえばプライベートに関する事項などについて不必要に話しかけ、当該客室乗務員が会話を続けることを拒んでもこれを続けるなどする者」（同(3))に限定して適用すべきなどと主張するが、約款の文言をそのように極めて限定的に解釈すべき理由はない。

控訴人は、マスク等着用 of 指示は約款に明記しない限り行えないとも主張するが（同(4))、約款7条は「旅客は、搭乗、降機その他空港及び航空機内における行動並びに手荷物の積卸及び搭載の場所等について、すべて会社係員の指示に従わなければなりません。」と明記しているところ、前記方針に沿った被控訴人による旅客に対する指示が約款7条にいう「指示」に含まれることは明らかというべきであり、控訴人の主張はおよそ独自の見解という他はない。

また、控訴人は、「健康上の理由」についても独自の議論を展開するが（同(5))、そもそも乙8号証にいう「健康上の理由」は、同書面において「下記①・②・③などの健康上の理由」すなわち「①呼吸困難や呼吸による胸や背中 of 痛みを伴う場合、②かぶれ、腫れ、痛みなど、外的な刺激を伴う場合、③圧迫感、不安感、パニックに陥るなど、精神的な苦痛、感覚異常や神経過敏を伴う場合」等を指す文言として用いられていることは文面上明らかであって、控訴人の主張は詭弁である。



### 3 不法行為責任ないし使用者責任に係る主張について（控訴理由書第4-4、5）

- (1) 控訴人は、被控訴人の係員らによる不法行為の成立を前提に、被控訴人の使用者責任を主張する。なお、控訴人は、具体的な不法行為としては、被控訴人の係員ら「により実行された本件強制降機」をもって、「本件運送契約に基づき本件航空機にて羽田空港まで旅客運送される権利」が侵害されたと主張するようである（控訴理由書第4-4）。
- (2) しかしながら、前記1(2)において述べたとおり、本件においては「強制的に降機させた」という事実自体が存在しない。なお、約款に基づく搭乗拒否そのものは、被控訴人が法人として控訴人らの搭乗を拒否したことを意味するに過ぎず、被控訴人の係員らが控訴人らを強制的に降機させたとの事実行為自体が存在しない以上、その余の点を判断するまでもなく、当該係員ら個人について控訴人の主張する不法行為は成立しないというべきである。
- (3) この点を措くとしても、控訴人と被控訴人の間の運送契約上の権利義務関係は、被控訴人の約款によって規律され（約款5条参照）、旅客の被控訴人に対する運送契約上の権利は、旅客が約款所定の搭乗拒否事由に該当する場合には搭乗が拒否され得るという制限を内包するものとして成立するところ、前記のとおり、被控訴人による搭乗拒否は、本件ガイドラインに従い、旅客に対しあらかじめ周知していた内容に沿って、約款に基づき、控訴人らの行為等が約款上の搭乗拒否事由に該当することを理由として行われたものであり、かつ、被控訴人の係員らが当該搭乗拒否の旨を控訴人に伝達等した行為も社会通念上相当な態様で行われたものであるから、控訴人の運送契約上の権利が違法に侵害されたとはいえない。
- (4) したがって、久保田乗務員及び福田係員による控訴人に対する不法行為自体、成立する余地がなく、（福田係員の被用者性を論ずるまでもなく）被控訴人に使用者責任は成立し得ない。



#### 4 債務不履行責任に係る主張について（控訴理由書第6）

(1) 控訴人は、控訴理由書において、新たに、被控訴人に対する債務不履行に基づく損害賠償請求（民法415条1項）の主張を予備的に追加した（控訴理由書第2、第6）。

(2) しかしながら、前記3(3)において述べたのと同様、旅客の被控訴人に対する運送契約上の債権は、旅客が約款所定の搭乗拒否事由に該当する場合には搭乗が拒否され得るという制限を内包するものとして成立するところ、前記のとおり、被控訴人による搭乗拒否は、本件ガイドラインに従い、旅客に対しあらかじめ周知していた内容に沿って、約款に基づき、控訴人らの行為等が約款上の搭乗拒否事由に該当することを理由として、社会通念上相当な態様で行われたものであるから、被控訴人による運送契約上の債務の不履行自体がないというべきである。

(3) したがって、被控訴人に債務不履行責任が成立する余地もない。

#### 第3 結語

以上のとおりであるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上